

(配布資料リスト)

那覇商工会議所既存建物等解体工事 一般競争入札
配布資料リスト

番号	名称	備考
1	入札要綱書	HP
2	一般競争入札参加申込書	HP
3	入札書	HP
4	入札辞退届	HP
5	委任状（復代理）	HP
6	質疑書	HP
7	入札心得	HP
8	建築物解体工事共通仕様書について	HP
9	一般競争入札参加資格確認申請書	HP、落札候補者のみ提出
10	誓約書	HP、落札候補者のみ提出
11	設計図書（詳細図面）	CD、那覇商工会議所にて配布
12	特記仕様書	CD、那覇商工会議所にて配布
13	参考数量	CD、那覇商工会議所にて配布
14	アスベスト試験結果報告書	CD、那覇商工会議所にて配布

(資料 2 ・ 様式)

令和 年 月 日

一般競争入札参加申込書

那覇商工会議所

会頭 石嶺 伝一郎 様

住所

商号又は名称

代表者名

印

下記一般競争入札（事後審査型）に参加したいので申請します。

記

工 事 名	那覇商工会議所既存建物等解体工事
入 札 日	9月7日（火）午後3時

会 社 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メー ル ア ド レ ス	
担 当 者 氏 名	

(資料3・様式)

入 札 書

入札金額	(税抜)	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	(税)	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	(税込)	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

工事の名称	那覇商工会議所既存建物等解体工事
工事の場所	沖縄県那覇市久米二丁目2番10号
工 期	契約日から令和4年2月28日

上記金額をもつて請負したいので、ご提示の設計書及び特記仕様書並びにご指示の事項を承知して入札いたします。

令和3年 月 日

住 所
入札者
氏 名 印

那覇商工会議所 殿

(資料4・様式)

令和3年 月 日

入札辞退届

件 名

上記について参加を希望しましたが、都合により入札を辞退します。

令和3年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

那覇商工会議所 殿

(資料5・様式)

令和3年 月 日

委任状

(復代理)

私は、
一切の権限を委任致します。

を代理人と定め、下記工事の入札に関する

記

- 1 工事名
- 2 工事の場所
- 3 代理人使用印鑑

令和3年 月 日

住 所

委任者 商号又は名称

代 表 者

印

那覇商工会議所 殿

(資料6・様式)

令和3年 月 日

那覇商工会議所 殿

提出者 住 所
商号又は名称
代 表 者

質 疑 書

那覇商工会議所既存建物等解体工事の入札に関することについて、次のとおり質問します。

質問事項	
担当部署	
担当者名	
電話番号	

1. 質疑書は電子メールにてのみ受け付けます。
E-mail : cci-naha@nahacci.or.jp
2. 電子メール送信後は速やかに担当窓口にて電話連絡をとり、着信の確認をしてください。
TEL : 098-868-3758
3. 質疑書提出期限は令和3年8月25日(水) 午後3時までとします。

(資料 7)

那覇商工会議所既存建物等解体工事 競争契約入札心得

(目的)

第 1 条 那覇商工会議所既存建物等解体工事に係る一般競争を行う場合における入札等(以下「競争入札」という)の取扱については、この心得の定めるところによるものとする。

(入札等)

第 2 条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という)は、設計図書、特記仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

2 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という)は、入札書を別途定める書式により 1 件ごとに作成し、封書にしたうえ、入札件名を表記し通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札は、これを認めない。ただし、他の入札者が初回の投入を終えていない間は、この限りではない。

4 郵送による入札は、原則として、これを認めない。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令 167 条の 4 第 2 項規定に該当する者を入札代理人にすることはできない。

7 入札者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

8 入札者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後に関わらず、当該入札書の書換、引換え又は撤回することはできない。

9 入札参加者は、工事費内訳書の提示をしなければならない。

10 入札者が、業該入札執行中に入札室を退出したときは、再入室を認めない。ただし、執行人が認めるときは、この限りではない。

11 入札者が、当該入札執行中に携帯電話を使用することを認めない。

(入札の辞退)

第 2 条の 2 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札執行前であつては、入札辞退届を契約担当者等に、直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る)して行う。

二 入札執行中であつては、入札辞退届又その旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の発注などについて不利益な取扱を受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 二 委任状を持参しない代理人のした入札
- 三 入札書の表記金額を訂正した入札
- 四 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- 五 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- 六 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- 七 連合その他不正の行為があった入札
- 八 その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第6条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格(最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をいう。以下同じ)で最低の価格をもつて入札した者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はそのものと契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札をした他の者のうち、最低の価格をもつて入札をしたものを落札候補者とし、事後審査後に決定する。

(再度入札)

第7条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当する者については、再度の入札への参加を認めない。

- 一 第5条各号の一に該当する入札をした者(第3号又は第4号に該当する場合を除く)
 - 二 最低制限価格未満の価格をもって入札した者
- 3 入札の回数は原則として2回を限度とし、再度の入札において落札者がいないときは入札を打ち切ることとする。
- 4 入札が打ち切られた場合は、別途、2回目の入札者のうち最低価格をもって入札した者に対して見積金額の再提出等について個別協議を行い、再提出された見積金額が認められた場合は落札候補者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときには、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決める。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書の提出)

- 第9条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者に書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに、請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(異議の申し立て)

- 第10条 入札をした者は、入札後、この心得、設計図書、特記仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(事後審査型の入札の場合の読替え)

- 第11条 開札後に入札参加資格審査を行う場合(事後審査型の入札の場合)は、第6条から第8条中の「落札者」とあるのは、「落札候補者」と読み替えるものとする。

(資料 8)

那覇商工会議所既存建物等解体工事の
共通仕様書について

当該工事の詳細の仕様については、特記仕様書に定める他、「建築物解体工事共通仕様書」によることとします。「建築物解体工事共通仕様書」は市販されていますので、参加者各自の負担により入手してください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
建築物解体工事共通仕様書（平成 31 年版）・同解説（令和 2 年版）
一般社団法人 公共建築協会

(資料9・様式)

令和 年 月 日

一般競争入札参加資格確認申請書

那覇商工会議所

会頭 石嶺 伝一郎 様

住所

商号又は名称

代表者名

印

下記工事の入札参加について確認されたく書類を添えて申請します。

なお、参加資格の各要件を満たす者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公表年月日

公 表 年 月 日	令和3年8月13日(金曜日)
-----------	----------------

2 工事名

工 事 名	那覇商工会議所既存建物等解体工事
-------	------------------

3 請負形態

請 負 形 態	単体
---------	----

4 参加調書資料記載責任者・連絡者

会 社 名	
所 属	
氏 名	
電 話 番 号	

5 施工実績（沖縄県内の延床面積 2,000 m²以上の解体工事）

会 社 名	
工 事 名	
発 注 機 関 名	
施 工 場 所	
契 約 金 額	円
工 期	
受 注 形 態	・ 単体 ・ 共同企業体(出資比率)
構 造 規 模	
工 法	
技 術 的 特 記 事 項	

6 施工実績（アスベスト除去工事）

会 社 名	
工 事 名	
発 注 機 関 名	
施 工 場 所	
契 約 金 額	円
工 期	
受 注 形 態	・ 単体 ・ 共同企業体(出資比率)
構 造 規 模	
工 法	
技 術 的 特 記 事 項	

7 専任配置予定技術者

会 社 名	
氏 名	
生 年 月 日	
保 有 資 格	

※保有資格は、公募した要件の資格のみ名称及び登録番号を記載してください。

8 申請時における専任配置予定技術者の従事工事の状況

従 事 工 事 名	
発 注 機 関	
工 期	
従 事 役 職	
本工事と重複する 場合の対応措置	
CORINS 登録の有無	

※添付書類

- ①沖縄県指名競争入札適格審査合格通知書の写し
- ②参加資格となる工事の施工実績を証する書類
- ③配置予定技術者の資格等を証する書類
- ④誓約書
- ⑤入札時の提出書類工事費内訳書（様式は自由）

(資料10・様式)

令和3年 月 日

那覇商工会議所 殿

提出者 住 所
商号又は名称
代 表 者

印

誓 約 書 (暴力団排除に関する事項)

当社は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

- 1 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している